



Title	雑報
Citation	北大法学論集, 36(4), 239-244
Issue Date	1986-03-01
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/16509">http://hdl.handle.net/2115/16509</a>
Type	bulletin (other)
File Information	36(4)_p239-244.pdf



[Instructions for use](#)

## 北海道大学法学部法学会記事

○昭和五九年六月二四日に、カナダ法研究会との共催で左記の通りカナダ法コンファレンスが行われた。

午前一〇時四〇分——一二時

『カナダにおける労使関係の処理』

報告 Maclntyre 教授

討論 道幸教授

午後一時——一時一五分

あいさつ

北海道知事 横路孝弘氏

カナダ大使館 Wakely氏

午後一時一五分——三時五〇分

『日加国際取引をめぐる諸問題』

報告 Blom 教授

討論 櫻田教授 (現京都大学)

小原教授 (神戸大学)

午後四時——五時二〇分

『BC州の区分所有権法——財産法との関係』

報告 Pavlich 教授

討論 藤岡教授

飯塚助教授 (小樽商大)

午後五時二〇分——三〇分

あいさつ

Malcom Smith 教授

遠藤学部長 (当時)

三つの報告の要旨は次の通りである。

一、ブリティッシュ・コロンビア大学教授で元ブリティッシュ・コロンビア労働委員会の副議長であったマツキンタイア教授の報告の要旨は以下のとおりである。

カナダにおいて労使紛争は、裁判所、労働委員会及び仲裁人によって処理されている。裁判所は、以前は使用者寄りで種々問題もあったが、現在では、労使紛争の処理を労働委員会に委ねている。したがって、労働委員会が、不当労働行為の防止、団交代表者の認証、公正代表義務の実施等につき重要な役割を果たしており、労委の裁定に対しては司法審査は及ばない。事件処理の方法としては、公労使三者構成による「調

「整」的处理が注目される。仲裁は、協和の解釈・適用をめぐる紛争を処理している。(文責・道幸)

二、ブROOM教授はカナダにおける国際契約の取り扱いについて報告された。まずカナダにおける法の状況、殊に連邦法と州法、裁判制度を概観した後に、カナダにおける訴訟係属を説明し、送達、管轄の問題を論じ、更に国際契約の準拠法の決定、強行法との関わりあい、外国判決の承認・執行、仲裁の問題等を順次簡潔に報告された。コメンテーター櫻田は、これらのうち国際契約のプロパー・ローの決定の仕方の特徴、直接的裁判管轄と間接的裁判管轄の基準が異なることより生ずる日加間の法的紛争上生じうる問題点を指摘した。休憩後の討論ではウェイクリー氏から提起された弁護士から弁護士への直接の送達が可能か否か、ハーグ送達条約との関係が論じられた。日加間の国際取引をめぐる新しい問題の所在がブROOM氏の報告を通じて具体的に明らかにになった点は収穫といえるであろう。(文責・櫻田)

三、(1) パブリック教授は、カナダ・ブリティッシュコロロンビア州(B.C.)の区分所有権法(Condominium Act, 1979)について、コモンローと対比させながら、その特色と問題点について報告された。すなわち、カナダ(イギリス)の不動

産法(土地法)はふつう複雑であると言われているが——もつとも、パブリック教授は、これを美しい体系と呼ばれる——、これは、もともと、絶対的的所有権は国王にのみあり、国民は法によって認められた利益をそこから享受しうるにすぎない、という考え方が基礎にあるからである。土地に対する権原(title)とはさまざまな権利の総称であり、権原の譲渡は、売買や贈与のような契約と相続によっておこなわれる。この譲渡では捺印や方式などの形式的行為が要求されるが、登記をすれば、無効に(取消)されない権原であるということが証明される。

B・Cで区分所有権法が必要とされた理由としては、土地の不足やマイホーム志向、さらには、自由時間の増加によるライフスタイルの変化があげられる。区分所有権法によって土地が分割できるようになったため(空間権の分割も含む)、移動型ないし休暇用の家の利用ができ、土地開発も可能となった。コンドミニウムは、現在ポピュラーな存在となっており、銀行もこれに目をつけ、財産的価値があがっている。

コンドミニウム法の特色は、分割によって生じた専有部分と共用(有)部分とが不可分に結びついた新しい所有権がつくられたところにある。重要なのは、共用部分の管理に関す

る権利、義務 (incidents) である。区分所有者は自動的に区分所有者団体 (法人) の一員となるが、この団体の運営は少数の者からなる階層会議 (strata council) によっておこなわれる。コンドミニアムの利用に関する規約には、洗濯物を干さないこと、ペットや子供に関すること、自動車を清潔にしておくこと、あるいは、ホモの禁止といった細かな定めがあるが、これらのなかには、法廷で有効とみなされないものもある (その他に、規約違反、規約改正、コンドミニアムの解消などについてごく簡単な説明がなされた)。

(2) (a) パブリック教授は、コンファレンスのために、あらかじめ、カナダ (B・C) 不動産法における区分所有権法の地位 (The Relationship of Condominium Act to Property Law) と題する詳細なレポートを用意されていた。しかし、当日は、もっぱら時間的制約のために、その一部についてあらましを説明されるにとどまった。いずれ機会をみて紹介したいと考えているが、ここでは、このレポートに基づいて、日本とカナダの両法を比較するうえでの若干の問題点を指摘しておきたい。

カナダ法では不動産利用の各種の形態を包括的に把握する (estate (不動産利用権) という概念が基本となっているため、

不動産利用の現状は一見複雑のようにみえる。しかし、区分所有権の捉え方については、わが国とそれほどの大差は見られないと言つてよい。すなわち、両者に共通するものとして、カナダ法では、第一に、区分所有の対象となる専有部分が階層の一区画 (strata lot) とされており (もつとも専有部分は、わが国では、一棟の建物の構造上区分された数個の部分 (改正区分所有法一条参照) とされているのに対して、カナダ法では、伝統的に階層は土地と解されているため、土地の一区画ということになる)、第二に、区分所有者の地位を示すコンドミニアムの権原 (condominium title, strata title) においては、専有部分と共用部分 (common area) とが不可分のものとして取り扱われている (改正法一五五参照)。第三に、契約によって不動産が譲渡される場合には、カナダ法においても、登記は義務的ではないが實際上要求されるものとなっている、という点も留意されるべきであろう。このように、区分所有権法の基本構造が類似している以上、次に述べるような両法の差異を比較することは、区分所有のあり方を検討するために有意義であると言えよう。

(b) わが国の改正区分所有法 (昭五八) の主要目的の一つは、管理の充実にあったが、両法の主要な差異は、まさにこ

の管理面にあらわれているのが注目される。第一に、改正法では、区分所有者は当然に団体を構成するとされそれがメリットでもあったが、この団体が管理組合法人となるためには区分所有者の数が三〇名をこえることが要求されている(三条、四七条)。これに対して、カナダ法では、区分所有者の団体は最初から法人とされている。このことが両者にどのような実質的差異をもたらすのかは検討に値しよう。

第二に、区分所有者(占有者)の権利、義務の内容や規制の仕方に若干の、重要な違いがみられる。すなわち、わが国では、区分所有者の共同の利益に反する行為はできないとされ、規約で細かな定めをすることができる(六条、三一条、三二条、四六条参照)。そして、改正法の大きな特色は、共同の利益に反する行為がなされた場合に使用禁止や区分所有権の競売などの強力な制裁措置が講じられているところにある(五七条、六〇条参照)。カナダ法では、規約のモデルがつくられているが、区分所有者の権利、義務には、不動産上の権利、義務(property incidents)と、拘束的捺印契約(test-richtie covenant)によるものがある。わが国には、後者に直接に相応するものはない。しかし、前者には、ギブ・アンド・テイクの原理から当然に生じるもの他に、規約によつ

て禁止されるもの、階層会議の許可を必要とするものなどがあり、さらに、管理組合法人(strata corporation)は共用部分の管理に対して責任を負うべきものとされている。

要するに、沿革的な差異を別とすれば、区分所有建物の利用をめぐって機能的に比較可能な部分も多く、管理の充実という改正法の意図を活かすためには、今後、カナダ法に対しても視野を広げる必要がある。(文責・藤岡)

(注) パブリック教授には、コンドミニウム法について次の著作がある。Dennis John Pavlich, *Condominium Law in British Columbia*, 1983.

○昭和六〇年六月二三日(木)午後一時半より

「臨教審と大学問題」

報告者 中村研一氏

(北海道大学助教)

臨時教育審議会(一九八四年八月発足)は、八四年秋以降、総会・部会(四部会構成)各々の会合を重ね、八五年六月に一次答申を提出する。ただし、その一次答申には、入試制度の問題を除けば、大学の運営は重要な論点とはなっていない。しかし、臨教審は一次答申以後の一課題として、「大学の設置形態」を再検討する、という予測が臨教審内外に存在してい

る。

臨教審の設置にいたる過程など、「教育問題」の政治的争点化については、中曽根首相の個人的なリーダーシップによる所が大きい。彼は八三年暮の総選挙で、「教育改革七つの構想」を公約に掲げ、八四年二月より教育現場を順次視察し、さらに審教審についてもメンバーの構成にまで立ち入って指示を行っている。

しかし、臨教審がいったん設置された後は、首相の意図とは独立した要因も審議に作用しはじめた。第一は、臨教審事務局を担当し、論議の基礎となる情報や教育団体の意見を掌握している、文部省による静かな巻き返しの動きである。第二は、審議会の運営が制度化されはじめ、議論が拡散する総会（二五名より成る）よりも、六一七名のメンバーで構成される各部会において、議題を絞って論議されるようになった（「総会主義」より「部会主義」への移行）。このような動きの中で、中曽根首相がどこまで審議の主導権を持ちうるかは、自民党内の力関係など、政局の動向に左右されると考えられる。

臨教審の先行機関としては、以下が注目される。

① 「文化と教育に関する懇談会」（八四年三月）二二日提言。

多様化・弾力化・国際化を提言。）

② 京都座会「学校教育活性化のための『七つの提言』（八四年三月二二日新聞の意見広告として発表。初等・中等教育につき、学区、学年、教育内容の自由化を主張し、「規範教育」を強調している。）

③ 政策構想フォーラム「学校教育行政の行革提言」（八五年五月提言。具体的に「国公立大学の法人化」を提唱している。）

④ 行革審・科学技術分科会「科学技術振興の方策と総合調整機能の強化」（八五年六月審議会提出。科学技術関係予算を見直して一元化し、調整費の配分を「科学技術会議」の決定する方針にもとづく、とするなどを具体的に提言している。）  
とくに注目される③の構想の骨子は、以下の通りである。

- (1) 国公立大学を学校法人（特殊法人ないし民間法人）とし、責任と権限を持った管理運営主体を確立する。
- (2) 学校法人等の免税措置を拡大して、民間資金を導入し、私学助成を機関補助からプロジェクト補助・学生補助に切り替える。

(3) 大学設置基準や修学年限の規制を緩和する。  
同提言を取りまとめた佐藤誠三郎東京大学教養学部教授の

発言(『エコノミスト』八五年六月一八日号四八一五七頁)から判断すると、現行制度と対比されて引照されている大学制度はアメリカ合衆国のそれであり、提言の主な狙いは、行政的な規制を自由化することによって、大学の経営と運営の責任体制を明確化し、大学を活性化することにある、と推定できる。尚、大学に対する国庫補助は、学生に利子付きの奨学金を貸与して、大学は学生から授業料の形で間接的に国庫補助を受けとる方式を提唱している。(奨学生の選出方式は明らかではない。)この中で一貫しているのは、教育機関が情報公開のもとで、自由競争を行えば、よい教育機関が経営的に勝ち残る(悪いものは滅びる)という経済主義的なアプローチである。その背景には、大学が「衰退産業」化していくと判断されるにもかかわらず、自ら改革に乗り出しえない状況に対する執筆者のいらだちがあるように思われる。

大学は様々な問題をかかえ、その存在理由もかつてより明らかでなくなってきた。とくに、経営的・運営的な面から見れば、「政策構想フォーラム」などの提言も、学ぶべき多くの点を含んでいる。しかしながら、そこには、大学のかなりの教室の中で顕在化していると推測される「教育目標のずれちがい現象」(教官にとつては教育意欲をよびおこされるよ

うな学生側の反応が弱化しており、学生にとっては勉学意欲を触発されるような教官の姿勢が欠如している)については、これまでは、ほとんど論じられてこなかったことに、注目する必要がある。その理由については、慎重な検討が不可欠であろうが、それは、「学ぶ」という知的活動が、現在の社会でいったい何を指し、どのような条件のもとで成立しうるか、という深刻な問題と関連してあるであろう。大学制度は「学ぶ」動機が、各学生に存在していることを前提としているが、それはかなり崩れているように思われる。とすれば、「学ぶ」糸口を提供し、触発する場とはどのようなものであるのか。また、大学という制度がそれをどこまで担いうるのであろうか。それが現在問われている問題の一つであろう。

訂正 北大法学論集、第三十六卷、第一—二合併号「富田教授追悼記念特集」中に誤りがありましたので訂正させて頂きます。

1 五七五頁掲載の詩は、その後富田教授のものでなく、伊藤晁作歌の二高寮歌の一部であることがわかりました。  
2 五八九頁上段初め。富田教授のお嬢さんは現在も富田姓です。訂正させて頂きます。